

ときがわ町活き生き活動センター利用料金表

区分 室名	町 民 利 用				一 般 利 用			
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
会議室 1	円 600	円 800	円 1,000	円 2,000	円 1,200	円 1,600	円 2,000	円 4,000
					3,000	4,000	5,000	10,000
会議室 2	600	800	1,000	2,000	1,200	1,600	2,000	4,000
					3,000	4,000	5,000	10,000
会議室 3	300	500	700	1,200	600	1,000	1,400	2,200
					1,500	2,500	3,500	6,000
調理室	800	1,000	1,200	2,500	1,600	2,000	2,400	5,000
					4,000	5,000	6,000	12,500
多世代間交流 ホール(占用の場合)	600	800	1,000	2,000	1,200	1,600	2,000	4,000
					3,000	4,000	5,000	10,000

1 利用時間区分

- 午前 … 午前9時から正午まで
- 午後 … 午後1時から午後5時まで
- 夜間 … 午後5時から午後9時まで
- 全日 … 午前9時から午後9時まで

2 利用区分

- 町民利用 … ときがわ町に住所を有する方が利用する場合
- 一般利用 … 町民利用以外の利用

ただし営利を目的として利用する場合は、町民利用であっても一般利用の下段に示す金額になります。

3 その他

午前及び午後又は全日を通じて利用する場合は、正午～午後1時の時間を含む利用とします。

ご利用までの流れ

施設利用のお申込み方法

お申込み

- 受付開始 利用日の6か月前の月の初日から
(初日が土日休日の場合はその翌開館日)
- 申込方法 来館・電話 9:00~17:15
- お申込み受付の際に「利用申請書」をお渡しします。



「利用申込書」の提出

原則として、予約日から1週間以内に施設利用担当へご提出ください。

- ▶申請書受理後「利用許可書」・「納入通知書」をお渡しします。



利用料納入

「納入通知書」に記載された期限までに利用料金をお支払いください。

- ▶支払方法：ときがわ町役場本庁舎会計室窓口、または第二庁舎行政サービスコーナー窓口



ご利用

活き生き活動センターの受付窓口に「利用許可書」をご提示ください。

係員の指示に従ってご利用ください。

利用期間について

- 展示等で連続して施設を利用する場合は町の行事等によりご利用できない場合もありますのでご相談ください。

予約の取消しについて

- 利用許可後に取消しをする場合、原則として既納の使用料は還付いたしませんのでご了承ください。

権利の譲渡の禁止

- 既に許可を受けた利用者が、その権利を他人に譲渡しまたは転貸することはできません。

ときがわ町活き生き活動センター

〒355-0342

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川2515番地

電話 0493-66-0222 (直)

FAX 0493-66-0221